

令和 7 年度 監査実施方針・監査計画

令和 7 年度の監査実施方針及び監査計画は次のとおりとする。

1 監査実施方針

監査等の実施にあたっては、地方自治法第 2 条第 1 4 項から第 1 6 項までの趣旨にのっとり、住民福祉の増進及び市政への信頼確保に資することを目的として、本市の行政及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の問題点を把握・究明するとともに、事務事業全般の合理化、適正化、効率化を図るものとする。

2 監査計画

各監査は次のとおり実施する。

(1) 定例監査

ア 実質的な監査効果を期するため、過去の定例監査の状況を勘案して、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

イ 経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

ウ 過去の指摘事項等に対する改善状況を確認し、再発防止が図られているかどうかを主眼として実施する。

エ 本年度は、特に次の事項を主要監査項目とする。

(ア) 随意契約事務

(イ) 債権管理事務

(ウ) 土地の賃貸借契約事務及び管理状況

(2) 行政監査

事務事業の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、定例監査時及び必要があると認めるとき適時に実施する。

(3) 随時監査

必要があると認めるときは、委員の協議によりその都度実施する。

(4) 財政援助団体等監査

財政的援助を受けている団体、出資・支払保証団体及び公の施設の管理を行わせている指定管理者のうちから委員の協議により監査対

象団体を選定し、財政的援助等に係る出納、その他事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(5) 例月現金出納検査

現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、原則として毎月25日に前月分の現金出納状況を検査する。

(6) 決算審査

決算その他関係諸表等の計数を確認するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等の審査

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数を確認するとともに、その財政状況又は経営状況の健全性を主眼として審査する。

(8) その他の監査

(1)から(7)までに掲げる監査等のほか、法令の規程に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

3 監査の実施方法

監査等の実施にあたっては、事前に資料の提出を求め、関係書類・帳簿等の検査照合、計数の把握、事務処理の正否を検討するとともに、関係職員の説明を聴取することにより行うものとする。また、必要に応じ現地調査を行うものとする。

なお、監査を効率的に実施するため、原則として補助職員による事前調査を行うものとする。

4 監査の実施体制

監査委員3名で監査等を実施し、事務局長以下職員3名が補助をする。

5 年間計画

監査は、「令和7年度監査年間実施計画表」（別紙）に基づき実施するものとする。